

暴力団等による公共工事への不当介入対応マニュアル

平成15年10月1日制定
平成16年4月1日一部改正
平成18年1月10日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成26年3月18日一部改正
平成29年4月1日一部改正

1 趣旨

本マニュアルは、市が発注する建設工事について、暴力団等による不当介入の情報を得た場合の連絡・報告の手順及び対応に関する事項を定め、公共工事への暴力団等による不当介入の排除を徹底する。

2 事務手順及び対応方法

- ① 受注者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は毅然と拒否し、その旨を直ちに工事担当課へ報告するとともに、所轄警察署に届出を行う。
- ② 工事担当課に受注者から不当介入の報告があったときは、原則として工事担当課長（不在の場合は工事担当係長。以下同じ。）が聴き取りを行い、別紙不当介入報告書（以下「報告書」という。）に聴取事項を記入する。
- ③ 工事担当課長は、直ちに聴取事項を工事担当部長、建設部長及び建設部契約課長（不在の場合は契約課契約係長。以下同じ。）へ口頭で報告する。
- ④ 契約課長は、所轄警察署に連絡し、受注者からの聴き取りでは不明な事項、警察の決定事項、処理番号等を聴き、工事担当課長に連絡する。工事担当課長はこれを報告書に記入し、契約課の合議を経て、工事担当部長までの決裁を取る。

※ 市の窓口責任者

建設部契約課長（TEL 0848-38-9282）

※ 警察の窓口責任者

尾道警察署（TEL 0848-22-0110）刑事課長、不当介入排除専門官

福山西警察署（TEL 084-933-0110）刑事課長、不当介入排除専門官

因島警察署（TEL 0845-22-0110）刑事課長

- ⑤ 契約課長は、今後の対応策及び派遣警察署員の確保等について、所轄警察署と協議し、工事担当課長と連携して必要に応じて現場において施工状況の調査及び受注者の指導を行う。現場調査は暴力団等と応対するケースも想定されることから、極力、所轄警察署員同行のもとに複数の職員により実施する。
- ⑥ 建設部長は、工事担当部長と協議しながら所轄警察署、受注者等と連携をとって組織的に対応する。
- ⑦ 所轄警察署と連携して、受注者に適切な指導・支援を行う。
 - ・現場に赴き、警察と一緒に暴力団等と応対する。
 - ・不当要求か否か、施工が適正に行われているかなどの判断を行う。

3 注意事項

- ① 報告書は、対応する中で判明した事項、対応経過の記録並びに警察措置及び行政措置等の決定事項を追記する。
- ② 受注者が工程調整を行ったにもかかわらず、工期の遅れが生じる場合は、警察との協議を踏まえ、適切に工期延長を行うこととする。
- ③ 建設部と所轄警察署では判断できない事案については、契約課長を通じて県警本部等と協議する。
- ④ 契約課長及び工事担当課長は、組織的に迅速・的確な対応を行うため、あらかじめ、休日、夜間等における連絡対応体制を定めておくとともに、日ごろから職員に周知徹底を図っておく。
- ⑤ 「不当介入」の判断について
 - ア 「暴力団等」とは、不当介入を行うすべての者をいう。
 - イ 「不当介入」とは、不当要求及び工事妨害をいう。
 - ウ 不当介入かどうかの判断は、まず受注者が行う。契約課長及び工事担当課長は、施工体制、施工計画、現場状況等を調査し、適正な施工であるかどうかを判断したうえで、所轄警察署と不当介入の判断について協議する。

なお、受注者の施工体制等に不備が認められたときは直ちに改善を指示する。

4 公共工事への不当介入制度に係る総合調整は、契約課長が行う。

工事担当課長は、公共工事の不当介入に係る対応の経過及び結果を契約課長へ報告する。